

令和 5（2023）年度  
箱根町一般廃棄物処理実施計画

I 基本的事項

1 目的

実施計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）及び箱根町廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成 6 年条例第 1 号。以下「条例」という。）に基づき、単年度ごとの事業計画を定めるものである。

2 計画期間

令和 5（2023）年 4 月 1 日 から令和 6（2024）年 3 月 31 日まで

3 計画区域

箱根町全域

4 一般廃棄物の排出量見込み

一般廃棄物の種類	排 出 量	合 計
可 燃 物	11,433 t	14,458 t
不 燃 物	101 t	
粗 大 ご み	754 t	
資 源 ご み	2,170 t	
し 尿	293 k l	8,828 k l
浄化槽汚泥	8,535 k l	

## 5 一般廃棄物の処理主体及び処理方法

一般廃棄物の種類		収集・運搬 主体	中間処理		最終処分	
区分	品目		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
可燃物	燃せるごみ	町（委託） 許可業者 排出者	町 近隣市町※1 民間業者※2	焼却、溶融又 はメタン発 酵	町 近隣市町※1 民間業者※2	焼却処理後埋 立処分又は資 源化
不燃物	燃せないごみ （その他）	町（委託） 許可業者 排出者	町	破碎選別後、 焼却、溶融、 メタン発酵 又は資源化	町 民間業者	焼却処理後埋 立処分又は資 源化
粗大ごみ	粗大ごみ	町（委託） 許可業者 排出者	町	破碎選別後、 焼却、溶融、 メタン発酵 又は資源化	町 民間業者	焼却処理後埋 立処分又は資 源化
資源ごみ	缶	町（委託） 許可業者 排出者	町	破碎選別後、 保管	民間業者	資源化（一部焼 却処理後埋立 処分）
	スプレー缶類					
	ビン	町（委託） 許可業者 排出者	町	選別・保管	指定法人	資源化
	乾電池	町（委託）	町	保管	民間業者	資源化
	蛍光灯					
	新聞紙	町（委託）	民間業者	選別・保管	民間業者	資源化
	雑紙					
	ダンボール					
	紙パック					
	その他紙					
	布類	町（委託） 許可業者 排出者	町	選別・保管	民間業者	資源化
	ペットボトル					
	使用済み食用油					
容器包装プラス チック	町（委託）	民間業者	資源化	指定法人	資源化	
し尿	町（委託）	町	嫌気性消化 法＋活性汚 泥法	町	河川放流 ・汚泥はごみ処理 施設で焼却処理	
浄化槽汚泥	許可業者					

- ※1 近隣市町への外部処理委託は、緊急時の対応として、相互協定を締結する小田原市、湯河原町真鶴町衛生組合及び熱海市を想定しているもの。
- ※2 民間業者への外部処理委託は、緊急時の対応として、一般廃棄物処理業(処分業)の許可を受けた事業者のごみ処理施設で処理することを想定しているもの。

## 6 適正処理困難物

箱根町廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例(平成6年箱根町条例第1号)第17条第1項の規定により、次のものを指定する。

コンクリート類、コンクリートブロック、瓦、石こうボード、断熱材、レンガ、タイル、アスベストを含むもの、土砂・石、汚泥、流し台、土管、ドラム缶、ボーリングの玉、タイヤ、バッテリー、自動車部品、オートバイ、うす、ガスボンベ(充填式)、燃料類(石油等)、薬品類、ペンキ・溶剤、廃油(食用油以外)、消火器、発電機、ソーラー温水器、ボイラー、浴槽、便器、ピアノ、エレクトーン・オルガン、パソコン、サーフィンボード、ボート、耐火式金庫、仏壇、家電リサイクル対象品、産業廃棄物に該当するもの、発火・爆発・感染の恐れがあるもの、その他町長が指定したもの

## 7 排出抑制・再資源化の方法

### (1) 排出抑制の方法

#### ① 教育・啓発活動

- ・ 住民、事業者及び町を訪れた人に対してごみの排出抑制、再生利用、ごみの適正な出し方等に関する社会的意識を育てるために、ホームページ、広報

誌等を通じて啓発活動を行う。

- ・ ごみ処理施設等の見学会を通じ教育・啓発活動を行う。
  - ・ ごみの適正な出し方等に関する説明会を実施する。
- ② 町指定ごみ袋制
- ・ 燃せるごみについては、町指定ごみ袋での収集とする。
- ③ 生ごみ処理機器購入費の補助
- ・ 生ごみの自家処理機器購入費の一部補助を行う。
- ④ 不用品交換情報の提供
- ・ 家庭で不用になったもので、まだ十分に再利用できるものを有効活用するため、ゆずりたいもの、ゆずってほしいものの情報をホームページ及び回覧等で提供を行う。
- ⑤ 事業系ごみを排出する事業者に対する減量化指導
- ・ 事業系ごみのうち再生利用できるものは積極的に資源化を推進し、排出抑制に努めるよう事業者に対し指導を行う。
  - ・ 事業系ごみは産業廃棄物と一般廃棄物の区分を徹底し、適正に処理するよう事業者に対し指導を行う。
  - ・ 事業系一般廃棄物を多量に排出し、かつ、当町の一般廃棄物処理計画に著しい影響があると認める事業所に対して、減量化、資源化、廃棄物の適正な処理等を図るよう指示し、減量化等計画書を提出させる等の指導を行う。
- ⑥ 容器包装廃棄物等の排出抑制
- ・ 住民に対しては、買い物袋（マイバック）の持参、詰め替え商品の利用など、事業者に対しては過剰包装の自粛、ばら売りの実施など、容器包装をなるべく使わないようにするための取組みを働きかけていく。

## (2) 再資源化の方法

### ① 中間処理施設からの資源回収

- ・ 分別され搬入された缶はアルミ、鉄に機械で選別され、資源化業者に引き渡し再資源化する。
- ・ 分別され搬入されたビンは無色、茶色、その他の色に手選別され、資源化業者に引き渡し再資源化する。
- ・ 分別され搬入されたペットボトルは不適物を除去後、減容し、資源化業者に引き渡し再資源化する。
- ・ 分別され搬入された新聞紙、雑紙、ダンボール、紙パック、その他紙、布類は、資源化業者に引き渡し再資源化する。
- ・ 分別され搬入された乾電池、蛍光灯は保管され、専門業者に引き渡し無害化処理及び再資源化する。
- ・ 粗大ごみとして搬入されたものは、破碎処理されアルミ、鉄部分については機械で選別され資源化業者に引き渡し再資源化される。但し、破碎処理できない金属製のものは、粗鉄として保管し、資源化業者に引き渡し再資源化する。
- ・ 不法投棄されたタイヤ、バッテリーについてはごみ処理施設搬入後保管され、資源化業者に引き渡し再資源化する。
- ・ 粗大ごみとして搬入された剪定枝の一部については、チップ化し資源化業者に引き渡し再資源化する。

### ② 直接資源化

- ・ 新聞紙、雑紙、ダンボール、紙パック、その他紙、布類、使用済み食用油及び許可収集における古紙・布類、食品残渣は、収集後、直接資源化業者に引き渡し再資源化する。

- ・ 容器包装プラスチックは、収集後、中間処理業者に引き渡し中間処理後、資源化業者に引き渡し再資源化する。

(3) 再資源化の量

種 別	品 目	再 資 源 化 の 量
中間処理施設からの資源回収	鉄	1 4 5 t
	粗鉄	4 2 t
	アルミ	5 4 t
	ビン (カレット)	1 1 0 t
	ペットボトル	2 4 t
	容器包装プラスチック	1 t
	乾電池	5 t
	蛍光灯・電球	2 t
	タイヤ	0 t
	バッテリー	0 t
	剪定枝チップ	6 t
	小 計	3 8 9 t
	直接資源化	新聞紙
雑紙		5 7 t
ダンボール		9 6 t
紙パック		1 t
布類		1 2 t
その他紙		5 0 t
使用済み食用油		5 t
容器包装プラスチック		5 3 t
古紙・布類 (許可)		9 2 7 t
食品残渣 (許可)		0 t
小 計		1, 2 4 2 t
合 計		1, 6 3 1 t
資源化率	1 1. 3 %	

## II ごみ処理実施計画

### 1 収集・運搬計画

#### (1) 収集運搬する廃棄物の量

収 集 形 態	収 集 量
委 託 収 集	3, 8 2 2 t
許 可 収 集	9, 2 1 4 t
合 計	1 3, 0 3 6 t

#### (2) 収集区域の範囲

箱根町全域

#### (3) 収集運搬の主体

- ・ 一般家庭から排出されるごみの収集業務は、条例第 21 条の規定に基づき民間委託して行うものとする。
- ・ 事業活動に伴って排出される一般廃棄物を排出する事業者（以下「事業者」という。）のごみについては、環境センターに自己搬入する又は、町一般廃棄物収集運搬業許可業者（以下「許可業者」という。）に収集運搬を委託するものとする。ただし、排出量が 1 日あたり 10 k g 以下の少量排出事業者として登録されると、町が委託した収集運搬にて収集することができる。
- ・ 町が委託した収集運搬の日程に恒常的に適合できない場合、又は一度に多量のごみが発生する場合は、環境センターに自己搬入するか許可業者に収集運搬を委託するものとする。
- ・ 運輸機関が置く町内各営業所又は各娯楽施設等については、条例第 25 条で規定する特定料金を納付することにより、町が委託した収集運搬にて収集することができる。

(4) 収集回数及び収集方法

区分	品目	対象物	排出方法	収集頻度	収集方式	
可燃物	燃せるごみ	生ごみ、革製品、ゴム製品、資源にできない紙類、容器包装以外のプラスチック製品、木の枝、落ち葉、繊維類	指定袋	週3回	ステーション	
不燃物	燃せないごみ (その他)	セトモノ、鍋などの金属類、50cm未満の家電製品(リサイクル対象外品目)	分別ケース	月2回		
粗大ごみ	粗大ごみ	一辺の長さが50~200cm、重さが100kg未満のもの、1回2個まで	ステッカー貼付	月2回	電話予約による戸別収集	
資源ごみ	缶	缶	飲料・食品が入っていたアルミ缶・スチール缶	分別ケース	週1回	ステーション
	ビン	ビン	主に飲料が入っていたもの		月2回	
	乾電池	乾電池	ニカド電池、リチウム電池、ボタン電池を除く			
	蛍光灯	蛍光灯	蛍光灯、電球(LEDも含む)			
	スプレー缶類	スプレー缶類	スプレー缶、カセットボンベ、使い捨てライター			
	古紙・布類	新聞紙	新聞紙、折り込み広告	ひもで束ねる	月2回	
		雑紙	雑誌、書籍、パンフレット類、包装紙、化粧箱等			
		ダンボール	ダンボール類			
		紙パック	500mL以上(中身が銀色のものを除く)			
		その他紙	新聞紙・雑紙・ダンボール・紙パック以外の紙類	紙袋等		
	布類	シャツ類、シーツ、タオル	透明・半透明の袋			
	ペットボトル	ペットボトル	飲料用、しょうゆ用、その他	透明・半透明の袋		
	容器包装プラスチック	容器包装プラスチック	プラスチック製・ビニール製の容器、包装、商品を保護又は固定するもの	透明・半透明の袋	週1回	
使用済食用油	使用済食用油	天ぷら油などの食用油	ふた付き容器又は回収容器	月1回		

## 2 中間処理計画

### (1) 処理施設の概要

#### ① 粗大ごみ処理施設

施設名		箱根町環境センター清掃第1プラント 粗大ごみ処理施設
所在地		箱根町芦之湯84番地
形式	ビン	破袋機+手選別
	粗大ごみ	縦型回転式破砕機+選別機
		油圧せん断機
	ペットボトル	手選別+減容機(圧縮梱包)
公称能力	ビン、粗大ごみ	30t/日(30t/5時間)
	ペットボトル	0.7t/日(0.7t/5時間)

#### ② 焼却処理施設

施設名		箱根町環境センター清掃第1プラント ごみ焼却処理施設
所在地		箱根町芦之湯84番地
形式		准連続(16時間/日)流動床方式
公称能力		135t/日(67.5t×2炉)

(2) 搬入される廃棄物の搬入者別の内訳量

収 集 形 態	搬入量
委 託 収 集	3, 8 2 2 t
許 可 収 集	9, 2 1 4 t
自 己 搬 入	1, 4 2 2 t
合 計	1 4, 4 5 8 t

(3) 残渣の量及び処分方法

施 設 区 分	残渣の量	残 渣 の 処 分 方 法
粗大ごみ処理施設	1, 3 9 6 t	焼却処理施設にて焼却
焼 却 処 理 施 設	1, 7 9 6 t	飛灰、不燃物を第2一般廃棄物最終処分場に埋立て処分 ※ 飛灰はセメント固化処理をするもの

3 最終処分計画

(1) 最終処分場の概要及び埋立量

名 称	第2一般廃棄物最終処分場
所 在 地	箱根町畑宿334番地
埋 立 面 積	8, 0 0 0 m <sup>2</sup>
埋 立 容 量	4 9, 0 0 0 m <sup>3</sup>
残 余 容 量	1 5, 7 3 5 m <sup>3</sup> ※令和4年6月現在
年 間 埋 立 量	1, 7 0 5 m <sup>3</sup> ※埋立対象物 : 飛灰、不燃物、覆土
埋 立 方 法	準好気性埋立構造 サンドイッチ式とセル式の併用

### Ⅲ 生活排水処理実施計画

#### 1 し尿・汚泥の処理計画

##### (1) 収集・運搬計画

###### ① 収集運搬する廃棄物の量

品目	収集形態	収集量
し尿	町（委託収集）	293kl
浄化槽汚泥	許可収集	8,535kl
合計		8,828kl

###### ② 収集区域の範囲

箱根町全域

###### ③ 収集回数及び収集方法

品目	収集回数	収集方法
し尿	月1回～2回	戸別
浄化槽汚泥	随時	戸別

##### (2) 中間処理計画

###### ① 処理施設の概要

施設名	箱根町環境センター清掃第2プラント し尿処理施設
所在地	箱根町芦之湯84番地
形式	嫌気性消化法+活性汚泥法
公称能力	47kl/日

###### ② 処理水放流量及び脱水汚泥処理量

種別	量	処分方法
処理水放流量	92,950kl	大沢に放流
脱水汚泥処理量	391t	ごみ焼却処理施設で焼却